

第1回 固体ばら積み貨物査定検討WG 議事要旨

1. 日時： 平成22年8月30日（月）13：30～16：30
2. 場所： 中央合同庁舎2号館15階会議室
3. 出席者：
（委員） 太田委員、岡委員、小山委員、松木委員、三宅委員、森田委員（五十音順）
（事務局等） 近藤室長、武藤課長補佐、緑川係長

4. 議事

- （1）検討の進め方
- （2）IMSBCコード未掲載貨物の査定
- （3）その他

5. 議事概要

（1）開会等

近藤室長からの開催の挨拶の後、委員長の選出が行われ、太田委員が委員長に選出された。続いて、事務局より配布資料の確認が行われた。

（2）検討の進め方について

事務局から検討の進め方について資料1-1から資料1-11に基づき説明が行われた。

（3）IMSBCコード未掲載貨物の査定について

申請のあった以下の貨物について危険性の評価、貨物の種別及びそれぞれの貨物の運送要件について審議を行った。審議の概要は以下のとおり。

①硫酸第一鉄・七水和物

- ・資料1-13 事務局コメントの「吸入毒性はない」との表現は「吸入暴露の可能性は低い」と修正すべき旨指摘があった。
- ・運送条件について、以下のとおり修正することとなった。
 - a) 雨中での荷役を禁止する。
 - b) 積荷役時の要件を「コード本文第4章及び第5章の関連規定に従って荷繰りすること。」とする。
 - c) 積荷役完了後のハッチの閉鎖については、「必要に応じて」の文言を追加する。
 - d) 揚荷役時の要件を「特になし」とする。
- ・委員より、非常時の措置で「牛乳を飲む」ことについて疑問が提示され、調査のうえ事務局に連絡頂くこととなった。（後日、委員から運送条件の記述は特に変更する必要はない旨ご連絡頂いた。）
- ・上記の委員からのご連絡を踏まえての修正を前提に本件については承認された。

②チタン石こう

委員より、運送条件の天候に係る要件に関し、雨中荷役を「運送許容水分値」と比較して認めることの是非、雨中荷役をしても運送許容水分値を超えないことの担保方法等雨中荷役に係る要件について指摘があった。これらの指摘について結論が出なかったことから、次回WGにおいて継続審議することとなった。

③石炭灰

チタン石こうと同様に、天候に係る要件の雨中荷役について、委員より指摘があり、次回WGにおいて継続審議することとなった。

④硫酸法酸化チタン粒状中和滓

塵埃の発生に関し、貨物の水分値によって塵埃が発生することから、「各種の要件に必要に応じて保護衣、保護眼鏡及び防塵マスクを着用すること」を追記することとし承認された。

⑤粒状四三酸化鉄

危険性に関し、委員からの意見により、磁着性の文言を削除し、「磁気コンパスに影響する可能性がある」と修正することとし承認された。

⑥ソーダライムガラス（破碎したもの）

揚荷役時の要件に関し、必要に応じて保護衣等を着用する要件に手袋を追記することとし承認された。

6. 配付資料

- 資料1-1 固体ばら積み貨物査定検討WG名簿
- 資料1-2 固体ばら積み貨物査定検討WGの設置について
- 資料1-3 危険物等海上運送基準検討会設置要領
- 資料1-4 危険物等海上運送基準検討会運営規則（内規）
- 資料1-5 危険物等解除運送基準検討会体系図
- 資料1-6 固体ばら積み貨物関係の検討課題及び検討の進め方
- 資料1-7 IMSBCコード未掲載貨物に係る手続きフロー
- 資料1-8 IMSBCコード未掲載貨物の事前査定の申請状況
- 資料1-9 IMSBCコード未掲載貨物の種別の判定目安と判定基準
- 資料1-10 液状化貨物の判定の目安（説明資料）
- 資料1-11 MSBCコード未掲載貨物の運送要件の決定方針
- 資料1-12 申請書
 - 資料1-12-1 硫酸第一鉄・七水和物
 - 資料1-12-2 チタン石こう
 - 資料1-12-3 石炭灰
 - 資料1-12-4 硫酸法酸化チタン粒状中和滓

- 資料 1-12-5 粒状四三酸化鉄
- 資料 1-12-6 ソーダライムガラス（破砕したもの）
- 資料 1-13 未掲載貨物の申請内容に対する事務局コメント
- 資料 1-14 IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件（案）
 - 資料 1-14-1 硫酸第一鉄・七水和物
 - 資料 1-14-2 チタン石こう
 - 資料 1-14-3 石炭灰
 - 資料 1-14-4 硫酸法酸化チタン粒状中和滓
 - 資料 1-14-5 粒状四三酸化鉄
 - 資料 1-14-6 ソーダライムガラス（破砕したもの）

（以上）